令和7年7月

保健総務課医事チーム

診療所専属薬剤師設置免除許可申請について

【添付資料】

①　直近１年間の調剤数が月別でわかる書類（新規開設により実績がない場合は、見込み数とする。）

②　非常勤薬剤師がいる場合は、勤務表及び免許証の写し（照合不要）

【留意事項】

①　直近１年間の１日平均処方する調剤数を記入すること。

※ア　処方する調剤数が、１日平均４０以下であること。

その算出方法は年間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ歴日及び実外来日数で除した数とする。

調剤数は処方箋の枚数には関係なく１枚の処方箋で水剤と散剤を調剤した場合は２とする。また、処方箋日数に関係なく１処方箋で１調剤を３日分出しても１とする。

※イ　昭和 43 年 5 月 1 日付け医第 650 号兵庫県衛生部長通知「地方機関処務規定に基づき保健所長に権限が委任された医療法関係事務（診療所・助産所に関する許可・届出）の取扱いについて」を参照。

②　当該診療所の診療科目が、耳鼻いんこう科、眼科、外科、産婦人科、歯科等調剤の内容が極めて単純なものが多いものであること。